

巻頭エッセイ

新しい年を迎えて



一般財団法人 民事法務協会 会長 内田 貴

「民事法務」の読者の皆様、明けましておめでとうございます。

昨年は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が「5類」に引き下げられ、観光などに賑わいが戻りつつあり、スポーツ界でも WBC での 14 年ぶりの優勝を始め、ラグビー・ワールドカップやバスケットボール・ワールドカップにおける日本選手の活躍に勇気と感動を与えられるなど面白い話題も多かったように思います。その一方で、ロシアによるウクライナ侵攻の継続、ハマスとイスラエルによるガザ地区での戦闘など、戦争と平和の意義について、改めて考えさせられる 1 年でもありました。

さて、今年は、いよいよ 4 月 1 日から相続登記の申請が義務化され、また、嫡出推定制度を見直した民法等の一部を改正する法律が施行されるなど制度面で大きな変化を迎える年になります。

当協会の使命は、民事法務制度の更なる発展と円滑な運営に寄与するというものですが、今年もこの使命を果たすため、培ってきた経験を糧にして、創意工夫しながら、それぞれの事業において取り組むべき課題に積極的に取り組んでいきたいと考えてお

ります。

まず、いわゆる乙号事務の受託事業につきましては、令和 2 年 10 月から、東京法務局、水戸地方法務局、前橋地方法務局及び甲府地方法務局の業務を受託しており、現在、これらの 4 つの法務局において合計 570 名を超える職員態勢で円滑な業務の実施に努めております。この業務は本年 9 月末で終了しますので、現在、本年 10 月以降の乙号事務の受託事業の入札に向けて準備を進めているところです。

次に、登記情報提供事業につきましては、一昨年 10 月に利用時間の延長及び休日における利用の拡大が図られたこともあり、利用登録者数及び利用件数ともに、昨年度より増加しているところです。また、昨年 5 月から利用者の方の利便性の向上を図るため、登記情報提供サービスのホームページ上に AI 搭載型のチャットボットを導入しております。引き続き、サービスを適正・円滑に運用するとともに、利用者の方に対してよりよいサービスが提供できるようニーズを的確に把握し、より使いやすいシステムとなるよう努めて参ります。

成年後見事業につきましては、現在、今後の成年後見制度の在り方についての検討

が政府において進められていると聞いているところですが、その見直しの動向を踏まえた上で、当協会が今後も成年後見事業に有意に関わっていくことができるよう、あるべき体制と事件数を模索しつつ、事業の質を落とすことなく、事務の効率化・能率化を図りながら、受任事件の確保に努めていきたいと思えます。また、昨年4月には当協会のホームページをリニューアルしたところですが、受任事例を掲載し、当協会の活動をご紹介します。

当協会の成年後見事業は、社会貢献をキーワードに、資力の多寡にかかわらず、成年後見制度の利用を必要とする方々がおられれば、積極的に成年後見人等を受任し、成年後見制度の利用促進に寄与することを方針として掲げています。このような方針

の下、法人後見人として、法律及び社会福祉の専門知識と経験のある職員がチームとなり、成年後見制度による支援を必要とする方々に寄り添い、支えることによって、多くの信頼を得て参りました。

本年もこれまで以上に利用者の皆さんの信頼の確保に努めるとともに、更なる事業の拡大・充実を図りたいと考えております。

このように、当協会は、今後の更なる発展を目指し、職員が一丸となって各事業に取り組んでいく所存でありますので、引き続き皆様のご支援をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本年が皆様にとって良い年となりますよう、お祈り申し上げます。